

令和2年度預かり保育補助 ご案内

(子ども・子育て支援新制度園向け)

○書類提出・お問い合わせ先

〒164-8501 中野区中野4-8-1(区役所3階11番)

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

TEL 03-3228-8754

FAX 03-3228-5667

- ☆各地域事務所等では書類の提出を受け付けておりません。必ず上記の書類提出先にご提出ください
- ☆新型コロナウイルス感染拡大防止のための休園期間中に負担した保育料も補助対象になります。
- ☆特定負担額補助金(入園時に負担する特定負担額に対する補助金)については別途ご案内いたします。
- ☆認定の申請ではありません。認定の申請とは別に今回の申請が必要です
- ☆この補助金等は毎年度申請が必要です
- ☆このご案内は令和2年度の中野区の保護者向け補助金について説明したものです。他の自治体とは異なります
- ☆施設等利用給付認定第2号または3号の園児の保護者は「現況届及び保育の必要性を確認できる書類」をご提出ください。ご提出がない場合や要件の確認ができない場合は、認定が取消となることがあります。詳細は別紙を確認ください。
- ☆支払い方法は保護者が園に保育料等を納付後、区から保護者に補助金を支給する、後払いです

目次

1. 補助金の種類と内容P2

2. 申請方法と期限P3

3. 補助金等交付時期P4

4. 申請後の手続きP4

5. 申請の際の注意点P5

6. 関連ホームページ(QR)P5

補助の対象となる方

次の全てに該当する方

- (1) 中野区に居住・住民登録をし、園児(子ども)と同一世帯である
- (2) (1)の園児が、所在自治体の「確認」を受けた施設に通園している
- (3) 園児の預かり保育料を負担している
- (4) 中野区で施設等利用給付認定(2号または3号)を受けている
- (5) 園児の年齢が以下の年齢区分に該当している

満3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生	誕生日以降の入園に限る
3歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日生	
4歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生	
5歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日生	

☆満3歳児については、満3歳児クラスが園則上定められている園に入園した場合のみ対象です

無償化の適用を受けるためには、施設等利用給付認定が必要です。認定に必要な手続きについては、中野区ホームページ「【幼児教育・保育の無償化】幼稚園・認定こども園(教育利用)をされる方の認定申請等について」をご確認ください。

URL <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027502.html>

1 補助金等の種類と内容

1. 預かり保育料の補助

「保育を必要とする事由」が認定された方(施設等利用給付認定第2号又は3号の認定通知を受けた方)は、預かり保育料に対して給付を受けられます。(1号認定の方は対象外です。)

【対象園児】

- (1) 施設等利用給付認定第2号または3号を受けている
- (2) (1)に加え、現況届により引き続き保育の必要性が確認された園児

【支給額】

月額11,300円(限度額) (施設等利用給付認定3号の場合は16,300円)

※利用日数×日額単価(450円)で算出した支給限度額と、実際に支払った金額を比較して、低い金額を支給します。

☆現況届により、引き続き保育の必要性を確認できない場合は補助対象外になります。

※特定負担額補助金については別途「令和2年度中野区私立幼稚園等保護者向け補助金のご案内(子ども・子育て支援新制度移行園特定負担額用)」をご覧ください。

2 申請方法と締め切り

申請書は添付の返信用封筒に入れ、以下の日付までに中野区にご提出ください。申請書の到達を確認したい方は簡易書留等でご提出ください。

☆年度途中で転園等、申請(請求)内容に変更がありましたら速やかに手続きを
(「4 申請後の手続き」参照)

☆各申請(請求)書類は区ホームページからもダウンロードが可能です。

1. 申請(提出)書類

(1)令和2年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金申請書兼口座振替依頼書(申請(請求)書)

☆7ページの「申請書記入例」を参考に記入してください

(2)領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書※₁(以下①②の両方に該当する方のみ)

①施設等利用給付認定第2号(3号)を受け、期間中に認可外保育施設を利用した

②在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※₂である

※₁ファミリーサポート事業を利用した方は、この書類に代わって活動報告書(兼領収書)の写しを提出してください

※₂一定水準以下とは、年間開所日数が200日未満又は平日開所時間が8時間未満であることを指します。

対象となる幼稚園は7月1日以降に下記リンク先の「幼稚園等預かり保育」(PDF)をご覧ください。

URL <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027696.html>

(中野区外の幼稚園については、幼稚園が所在する各自治体へお問い合わせください。)



※(2)の書類が必要な方は、ホームページからダウンロードするか幼稚園に申し出てください。

(3)現況届、保育の必要性の確認書類

詳細は別紙「現況届の提出について」をご確認ください。

2. 申請(提出)期限

(1)の書類

(第一次期限)令和2年7月17日(金)17時(必着)

(今年度最終期限)令和3年3月12日(金)17時(必着)

(2)の書類

(4月～9月分)令和2年10月16日(金)17時(必着)

(10月～3月分)令和3年 4月 9日(金)17時(必着)

(3)の書類

令和2年7月17日(金)17時(必着)

☆幼稚園預かり保育料の納入状況は、中野区が直接、各園に確認します。
よって、申請(請求)書に幼稚園の領収書を添付する必要はありません。

3 補助金等交付時期(口座振り込み日)

第1次期限に間に合った方は下記の日程で振込み予定です。

上半期分(4月～9月分)…令和2年11月30日(予定)

下半期分(10月～3月分)…令和3年5月25日(予定)

☆現況届により、保育の必要性を確認できた場合の振込予定です。

☆支給決定通知は11月中旬(上半期分)と5月中旬(下半期分)に送付します。

☆中野区からの振込は、「ナカノクアズカリホイクホジヨ」の名義で行う予定です。

※第1次期限後～最終期限にご提出いただいた方は、令和3年5月に1年分をまとめて交付
予定です。

4 申請後の手続き(このような時は手続きが必要です)

・補助金申請後に中野区外に転出または退園する

このご案内の最後に綴じ込んである「退園・転出届」を速やかに提出してください。中野区ホームページからの電子申請による手続きも可能です。

退園後、別の幼稚園等に転園する場合は、改めて申請書の提出が必要です。(区外転出後に再転入する場合も同様です)

なお、中野区に住所を有する方のみ補助金の対象(保育料を納入していることが条件)となります。指定口座をすぐに解約しないようお願いします。

☆届出が遅れると補助金等が過払いとなり、後日返還手続きが必要になる場合があります。

☆転出後の補助金の申請は、新たに住民登録をされる市区町村でご相談ください。

・振込先(口座)を変更したい

補助金振込予定日の1か月前までに「振込先口座変更」の手続きが必要です。手続き方法をお知らせしますので、中野区の担当に連絡をお願いします。中野区ホームページから電子申請でも手続きができます。

5 申請の際の注意点

- 1 消せるボールペンや鉛筆での記入不可。この場合は申請を受け付けません。
- 2 申請印を忘れずに押印してください。(スタンプ印不可。外国籍の方は、申請印欄にサインでも可。)
- 3 申請者は園児と同居している保護者に限ります。また、振込口座は申請者名義に限ります。
- 4 申請書提出後、申請者が転出等により園児と世帯が別になった場合は、申請者変更の手続きが必要です。詳しくは中野区の担当までお問い合わせください。
- 5 保育料等に未納がある月は、補助金を交付できません。
- 6 金融機関及び支店名の名称変更や支店番号等の変更があった場合も、口座変更の手続きが必要です。
- 7 ゆうちょ銀行の支店名は、「〇〇八」などの漢数字三ケタです。通帳等で必ずご確認ください。
- 8 世帯区分や補助金等の振込口座、振込額等に関する問合せは、個人情報保護の観点から申請(請求)者以外の方にはお答えできません。
- 9 申請書の到達を確認されたい方は簡易書留等でご提出ください。
- 10 退園・転出により一度補助対象ではなくなった場合、転入・転園等により再び補助対象となるには、再度申請が必要になります。再度申請がなければ転入・転園後の補助は受けられません。

6 関連ホームページ

①補助金の申請について(ご案内、各種申請書・提出用紙のダウンロード)

私立幼稚園等保護者向け補助金のご案内

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d001630.html>

①補助金



②施設等利用給付認定について(ご案内、各種申請書のダウンロード)

【幼児教育・保育の無償化】幼稚園・認定こども園(教育利用)をされる方の認定申請等について

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027502.html>

②認定



☆申請後の手続きについて(退園・転出及び振込口座変更の手続き・電子申請)

(リンク先から、共同運営の電子申請のページへアクセス可能です。)

③退園・転出 <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d004905.html>

③振込口座変更



④振込口座変更 <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d004906.html>

(リンク先から、共同運営の電子申請のページへアクセス可能です。)

④退園・転出

